

島民割引パスポートご利用のお客様へ

島民割引パスポートの更新期限が（2026年3月31日）の方は、ご確認の上、更新手続きをお願い致します。

島民割引パスポート更新の流れ

- 更新期間：**
令和8年3月20日～5月31日まで（特段の事情を除く）
- 島民割引パスポートの更新には、以下のものが必要となります。
 - ① **申請書**（準備が整い次第、各港代理店に配置いたします。）
 - ② **印鑑**
 - ③ **島民割引パスポート**
 - ④ **住民登録が分かる身分証明書**
マイナンバーカード・住民票（発行から6か月以内）・運転免許証・健康保険の資格確認書等
- 島民割引パスポートの更新を行った上で「有効期限 2029年3月31日まで」のシールをお渡ししますので、貼り替えをお願いいたします。
- 各港でお手続きできる時間（※但し 5/2～5/6 を除く）**
基本的には、乗船券を販売している時間となります。
（フェリドック期間中（令和8年4月6日（月）～4月25日（土））、欠航時はご注意ください。）

| 串木野港 | 川内港 | 里港 | 長浜港 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ① 9:50～11:15 | ① 9:00～12:00 | ① 7:00～10:00 | ① 7:00～7:45 |
| ② 15:20～16:30 | ② 14:30～17:00 | ② 11:30～13:00 | ② 10:00～10:30 |
| | | ③ 15:30～18:00 | ③ 13:00～16:00 |

上記以外の時間は、各港代理店にお問合わせください。

| 各港代理店 | 電話番号 | 各港代理店 | 電話番号 |
|------------------|----------------|-------|----------------|
| 甌島商船株 本社 | ☎ 0996-32-6458 | 里港 | ☎ 09969-3-2019 |
| 九州海運株 (串木野新港) | ☎ 0996-32-2161 | 長浜港 | ☎ 09969-5-0049 |
| | | 川内港 | ☎ 0996-41-5100 |

※島民割引パスポート更新時の注意事項

- 更新するには、必ず申請書が必要となります。
申請書の提出がない場合は甌島への住民登録の有無があるのかを確認できないため、利用中の島民割引パスポートは利用停止となります。
再度利用するには再発行（手数料500円）が必要となりますので、必ず期限までに更新してください。
- 甌島への住民登録が確認できない場合は、カード利用ができなくなりますので予めご了承下さい。
（甌島住民割引は甌島への住民登録が条件となっているため）
- 甌島から転居された場合は、速やかに返却をお願いいたします。
- 島民割引パスポートを作成してから時間が経過している方は、更新手続きを行っても島民割引パスポートの耐用年数超過で使用できなくなる場合があります。その際は再発行（手数料500円）が必要となります。